



**県外からU・Iターン就職し、
賃貸住宅に住む若者の家賃を補助します**

賃貸住宅家賃 補助制度

新潟県柏崎市 U・Iターン促進住宅支援事業補助金

【対象者】以下のすべてを満たす方（主なもの抜粋）

- 県外から柏崎市内に転入した（転勤による転入は対象外）。
- 住民登録をした時点の年齢が39歳以下
- 申請時点で住民登録をした日から1年以内
- 柏崎市内の民間賃貸住宅に居住し、賃貸住宅契約を結んでいる。
（公営住宅・社宅・事業所の寮・親族経営のものなどを除く。）
- ①または②に該当する。
 - ① 柏崎市内の企業等に1年以上の雇用期間が見込まれる。
 - ② 個人事業主として柏崎市に定住する。
- 勤務先の人事異動等により、柏崎市外へ転出する見込みがない。
- 国家公務員または地方公務員でない。
- 新潟県及び市の移住定住促進の取組（移住後のアンケート等）に協力できる。



【補助金額】

住宅手当等を除いた月額家賃の1/3を最長2年間（上限月額2万円）

※千円未満切捨て ※年度ごとに再申請が必要です。

さらに次の要件を満たすと補助金額が加算されます。

申請者の世帯に中学生以下の者がいる場合、月額5千円を加算

**最大で合計
60万円！**

【申請方法及び必要書類】

以下の必要書類を住民登録した日から1年以内に柏崎市元気発信課に提出してください。

- 1 申請書（別記第1号様式）
- 2 雇用証明書（別記第2号様式）
- 3 誓約書（別記第3号様式）
- 4 世帯全員の住民票
- 5 世帯全員の納税証明書（完納証明）※
- 6 賃貸住宅契約書の写し及び賃貸住宅契約に係る費用が分かるものの写し
- 7 （個人事業主のみ）税務署に提出した開業・廃業等届出書の写し

※市税等の未納がないことを証明する書類です。前住所地の自治体で取得できます。
ただし、令和3（2021）年1月1日時点で柏崎市に住民登録があり、7月1日以降に申請する場合は柏崎市役所（税務課証明係）で取得してください。

詳細は
二次元コードを
スキャンし、
ホームページを
御覧ください。



柏崎市ホームページ

【補助金交付時期】

毎年9月と3月に家賃納入証明書等を提出（実績報告）した後、数か月分がまとめて交付されます。

※月々の家賃を支払ったことを申請者自身が不動産業者等に証明を依頼し、柏崎市元気発信課に提出します。

※令和4（2022）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申請・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333まで